

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### ◇ 非上場株式の評価方法の改正

**Q** : 12年度の改正で、非上場株式の評価方法が適正化されたと聞いたのですが、内容を教えてください。

**A** : 利益重視型の方法に見直されました。

#### 【解説】

平成12年度の改正では、相続税率の引下げは見送られたものの、非上場株式の評価方法が見直されました。

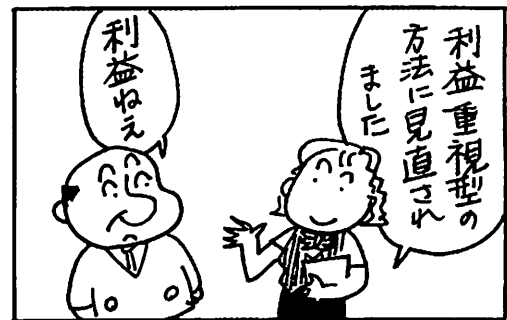
具体的な見直し事項は、①類似業種比準方式における収益性の加味、斟酌率の見直し、②小会社の従業員数基準の見直し、③いわゆる2要素ゼロの会社について類似業種比準方式の併用を認める、といった3点です。

まず、類似業種比準方式の見直しでは、配当・利益・純資産の各比準要素について、利益への比重を他の要素に比べ3倍にし、一律70%だった斟酌率を会社規模に応じて50%~70%にスライドさせる方式となります。

また、会社規模の判定要素のうち、小会社の従業員数基準が現行の10人以下から5人以下に引き下げられます。

現行制度では、いわゆる2要素がゼロの場合には、類似業種比準方式の併用は認められず、純資産価額方式のみしか適用できないこととされていますが、改正後は類似業種比準方式との併用が認められます。なお、3要素がゼロとなる場合には、従来どおり純資産価額方式のみとなります。

この改正は、財産評価基本通達の改正により行われ、平成12年1月1日以後に課税時期が到来したものから適用されます。



KIMIYO-I